

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>措置法第37条 ((特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例)) 関係</p> <p>(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用) 37- 10 (措置法令第 25 条第28項第 1 号に規定する)</p> <p>(譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用) 37- 11 納税者が措置法令第 25 条第35項又は第36項の規定により、)</p> <p>(面積制限の異なる買換資産がある場合) 37- 11の 2 措置法令第 25 条第28項に規定する)</p> <p>(仮換地に係る面積制限) 37- 11の 5 土地改良法 (緑資源公団法において準用する場合を含む。) による仮換地の指定を受けた)</p> <p>(平成 3 年 3 月 31 日以前に取得した土地等についての買換えの適用) 37- 11の 9 措置法第37条第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する譲渡資産は、平成 3 年 3 月 31 日以前に当該個人により取得 (平成 3 年 4 月 1 日以後の取得で、措置法令第25条第 9 項各号に掲げる取得を含む。) がされた資産に限ることとされているため、)</p> | <p>措置法第37条 ((特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例)) 関係</p> <p>(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用) 37- 10 (措置法令第 25 条第27項第 1 号に規定する)</p> <p>(譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用) 37- 11 納税者が措置法令第 25 条第34項又は第35項の規定により、)</p> <p>(面積制限の異なる買換資産がある場合) 37- 11の 2 措置法令第 25 条第27項に規定する)</p> <p>(仮換地に係る面積制限) 37- 11の 5 土地改良法 (農用地整備公団法において準用する場合を含む。) による仮換地の指定を受けた)</p> <p>(平成 3 年 3 月 31 日以前に取得した土地等についての買換えの適用) 37- 11の 9 措置法第37条第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する譲渡資産は、平成 3 年 3 月 31 日以前に当該個人により取得 (平成 3 年 4 月 1 日以後の所得税法第60条第 1 項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡による当該資産 (当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る包括遺贈者又は当該譲渡をした者が平成 3 年 3 月 31 日以前に取得をしたものに限る。) の取得を含む。) がされた資産に限ることとされているため、)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(平成3年3月31日以前に取得した資産の範囲) <u>37-11の10 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する譲渡資産には、平成3年4月1日以後に当該個人により措置法令第25条第9項各号の規定による取得がされた資産が含まれるのであるが、当該取得がされた資産について、更に、同項各号に掲げる事由による取得がされた場合の当該取得資産も含まれるものとする。</u></p> <p>(平成3年4月1日以後に交換差金を支払って取得した交換取得資産等と特例の適用) <u>37-11の11 措置法令第25条第9項第1号、第3号又は第4号の規定による取得がされた資産の取得に要した金額が、それぞれ同項各号に掲げる事由により譲渡した資産の譲渡価額を超える場合(措置法第33条の6第1項第3号に掲げる場合を含む。)であっても、当該取得された資産のすべてが措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する譲渡資産に該当するのであるから留意する。</u></p> <p>(「産業業務施設として使用されている建物」の判定) <u>37-11の12</u></p> <p>(産業業務施設として使用されている建物の敷地の用に供されている土地等) <u>37-11の13</u></p> <p>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用) <u>37-11の14</u></p> | <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(「産業業務施設として使用されている建物」の判定) <u>37-11の10</u></p> <p>(産業業務施設として使用されている建物の敷地の用に供されている土地等) <u>37-11の11</u></p> <p>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用) <u>37-11の12</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(市街地整備計画を有している地域) 37-12の2 措置法令第25条第13項第3号((誘致区域の範囲))に規定する・。</p> <p>(土地の有効利用のための買換え) 37-13(措置法令第25条第19項に規定する.....)。</p> <p>(「建築面積」及び「床面積」の意義) 37-13の7措置法令第25条第19項、第21項及び.....。</p> <p>(表の第13号の上欄又は表の第14号の下欄の家屋でその構造上区分された部分の意義) 37-13の8 措置法令第25条第19項第1号に規定する「構造上区分された数個の部分」及び同条第21項第3号に規定する.....。</p> <p>(床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住居の用途又は住宅の用に供されているかどうかの判定) 37-13の9 措置法令第25条第19項第3号に規定する.....又は同条第21項第1号に規定する.....。</p> <p>(貸家住宅の床面積が譲渡資産である木造の貸家住宅の床面積を超えているかどうかの判定) 37-13の10 措置法令第25条第21項第2号に規定する.....。</p> | <p>(市街地整備計画を有している地域) 37-12の2 措置法令第25条第12項第3号(誘致区域の範囲)に規定する・。</p> <p>(土地の有効利用のための買換え) 37-13(措置法令第25条第18項に規定する.....)。</p> <p>(「建築面積」及び「床面積」の意義) 37-13の7措置法令第25条第18項、第20項及び.....。</p> <p>(表の第13号の上欄又は表の第14号の下欄の家屋でその構造上区分された部分の意義) 37-13の8 措置法令第25条第18項第1号に規定する「構造上区分された数個の部分」及び同条第20項第3号に規定する.....。</p> <p>(床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住居の用途又は住宅の用に供されているかどうかの判定) 37-13の9 措置法令第25条第18項第3号に規定する.....又は同条第20項第1号に規定する.....。</p> <p>(貸家住宅の床面積が譲渡資産である木造の貸家住宅の床面積を超えているかどうかの判定) 37-13の10 措置法令第25条第20項第2号に規定する.....。</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(貸家住宅の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら住宅として貸家の用に供されていることの判定) 37-13の11 措置法令第25条第21項第2号に規定する……………。</p> <p>(共用部分がある場合の床面積基準の判定) 37-13の12 措置法令第25条第21項第2号に規定する……………。</p> <p>(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算) 37-19の2 ……………。 (注)1 ……………、納税者が措置法令第25条第35項又は第36項の規定により、……………。 2 ……………。</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の事業用の判定) 37-21の2 ……………土地改良法による土地改良事業又は<u>緑資源公団法</u>第18条第1項第7号イ((業務の範囲))の事業の施行地区内……………。</p> <p>(仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等) 37-21の3 ……………又は土地改良法(<u>緑資源公団法</u>において準用する場合を含む。)……………。</p> <p>(長期先行取得が認められるやむを得ない事情) 37-27の2 ……………措置法令第25条第29項に定める……………。</p> | <p>(貸家住宅の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら住宅として貸家の用に供されていることの判定) 37-13の11 措置法令第25条第20項第2号に規定する……………。</p> <p>(共用部分がある場合の床面積基準の判定) 37-13の12 措置法令第25条第20項第2号に規定する……………。</p> <p>(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算) 37-19の2 ……………。 (注)1 ……………、納税者が措置法令第25条第34項又は第35項の規定により、……………。 2 ……………。</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の事業用の判定) 37-21の2 ……………土地改良法による土地改良事業又は<u>農用地整備公団法</u>第19条第1項第1号イ((業務の範囲))の事業の施行地区内……………。</p> <p>(仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等) 37-21の3 ……………又は土地改良法(<u>農用地整備公団法</u>において準用する場合を含む。)……………。</p> <p>(長期先行取得が認められるやむを得ない事情) 37-27の2 ……………措置法令第25条第28項に定める……………。</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(特別償却等を実施した先行取得資産の取扱い) 37- 27の 3 譲渡資産の譲渡をした日の属する年の前年以前に取得した資産につき措置法第10条の 2 から第10条の 5 まで及び第10条の 7((特別償却又は所得税額の特別控除))、第11条から第12条の 4 まで((特別償却等))・ ・・・・・・・・・・。</p> <p>(取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情) 37- 28の 2 ・・・・・・・・措置法令第 25 条第29項に定める・・・・・・・・。</p> <p>(買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分) 37- 29 ・・・・・・・・、その見込みに応じて措置法令第 25 条第35項((譲渡資産と買換資産との対応))の規定により・・・・・・・・改めて措置法令第25条第35項の規定により・・・・・・・・。</p> <p>(買換えの証明書の添付) 37- 30 ・・・・・・・・措置法規則第 18 条の 5 第 8 項及び第10項((買換え証明書))・・・・・・・・・。</p> | <p>(特別償却等を実施した先行取得資産の取扱い) 37- 27の 3 譲渡資産の譲渡をした日の属する年の前年以前に取得した資産につき措置法第10条第 2 項から第 4 項まで((所得税額の特別控除))、第 10 条の 2 から第10条の 5 まで及び第10条の 7((特別償却又は所得税額の特別控除))、第11条から第12条の 3 まで((特別償却等))・ ・・・・・・・・・・。</p> <p>(取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情) 37- 28の 2 ・・・・・・・・措置法令第 25 条第28項に定める・・・・・・・・。</p> <p>(買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分) 37- 29 ・・・・・・・・、その見込みに応じて措置法令第 25 条第34項((譲渡資産と買換資産との対応))の規定により・・・・・・・・改めて措置法令第25条第34項の規定により・・・・・・・・。</p> <p>(買換えの証明書の添付) 37- 30 ・・・・・・・・措置法規則第 18 条の 5 第 9 項及び第11項((買換え証明書))・・・・・・・・・。</p> |